

第29回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.2.2(火)11:03 - 11:36

場所：議事堂 2 F 201委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（9名、中村委員欠席）

資料：第29回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

資料 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年三重県条例第47号)の見直しについて 自民みらい検討(案)をもとにした第28回検討会座長まとめ

< 検討会 議事概要 >

委員：第29回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。本日の、検討会の予定は次のとおり。

前回の第28回検討会においては、現在検証中の「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」に関し、総合的な計画で議決対象とするものについて、自民みらい会派より対案が提示されて討議を行い、自民みらい検討(案)に、検討会の討議の内容を反映した上で、再度各会派の調整をしていただくようお願いした。

本日は、第1に、自民みらい検討(案)に討議の内容を反映したものを、「座長まとめ」として**資料 1**のとおり、取りまとめましたので、これを説明する。

第2に、この座長まとめに対する各会派の意見を表明していただく。

第3に、表明いただいた各会派のご意見をもとに、今後、この条例の検証について、どのように進めるか協議する。

第1、**資料 1**「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年三重県条例第47号)の見直しについて 自民みらい検討(案)をもとにした第28回検討会座長まとめ」について、説明する。

第2条第1号関係

1. 県行政における総合的な計画として、現在策定されている計画の中では県民しあわせプラン及び第二次戦略計画が該当する。

この条例を改正する場合、施行の際現に策定されている計画のうちで、議決対象に該当するものを明示することとなる。改正後の条例第2条第1号の計画に該当するものとして、県民しあわせプラン及び第二次戦略計画を位置付ける。

仮に、この条例の改正後、第三次戦略計画が策定された場合、その計画

は議決対象となる。

2. 単年度の計画などを除いて、3～5年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。

従って、県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

1. 県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための政策、施策、その他を総合的かつ体系的に示した計画

第2条第2号関係

総合的な計画について審議することにより、県行政における基本的な施策の大部分が網羅されているといえる。

1. その上で、さらに、「県行政において特に重要な計画」と認められるものを、この第2号に基づいて議決することとするのが適当と考える。

ここで「県行政において特に重要な計画」とは、例えば県民に大きな影響を与えるものなど、計画の内容にかんがみて決定される。

2. 第1号の規定と同様に、単年度の計画などを除いて、3～5年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。

3. 現行どおり、法令等に定められているものは除くこととする。

4. 計画が議決されるべきものであるかは、第一義的に計画案を提出する知事によって判断される。

5. この条例を改正する場合、施行の際現に策定されている計画のうちで、議決対象に該当するものを明示することとなる。改正後の条例第2条第2号の計画に該当するものとして、三重県教育振興ビジョン、三重県科学技術振興ビジョン、三重県青少年健全育成ビジョン、三重県新エネルギービジョン及び「美し国おこし・三重」三重県基本計画を位置付ける。

従って、総合的な計画以外の計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。ただし、法令又は他の条例に定めのあるものを除く。

1. 県行政における基本的な政策に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的に示した計画であって、県行政において特に重要な計画であると認められるもの

この座長まとめについて、質問はあるか。

委員：我が会派から提案した案をもとにまとめていただいて質問するのもいかがかと思うが、気に掛かる点を指摘する。我が会派からの提案である議決対象となる計画から「事業」や「手法」を削除していただいたものであるが、その理由として、現行の第二次戦略計画に記載されている基本事業(223)や事務事業(約1,700)は議決対象に該当しない、60の施策までが該当

するものであるという考え方が基本であると理解している。もっとも、「その他」に、基本事業や事務事業の一部も含まれることとなる可能性はあるが。しかし、このまとめを見ると、戦略計画のすべてが該当すると理解される懸念がある。その点を補足説明する、あるいは表現を柔らかくする等丁寧な議論を反映することとはできないか。その方が、会派の意見もまとまりやすいと思われる。

委員：前回の検討会でもその点は確認し、「事業」という文言を削除することにより、事業のすべてが議決対象となるわけではないが、議決対象となる事業があるという意味で、「その他」という文言を残すこととなった。にも関わらず、細かく定義することで議論が元に戻るというのはいかがか。このことについては前回で納得したものであり、これで留めておく方がよいと考える。

委員：自民みらいの意見にも一定理解はできるが、あえて表現しなければならないものか。この検討会から提出する議案は、条文案である。議決対象となる計画には、施策までは盛り込まれるべき、事業は必ずしも必要というわけではないとこれまで議論し、理解しているものである。

自民みらいの意見に対するものも含めて、この座長まとめに対する各会派の意見はいかがか。新政みえ。

委員：新政みえは、この座長まとめに賛成である。座長まとめを修正等する必要はない。

委員：自民みらいは、基本的にこの座長まとめに賛成であるが、先程述べたとおりの意見は意見として主張するものである。

委員：この座長まとめで OK である。

委員：「その他」の解釈などその文言の取扱いに関して、戦略計画の一部を議決するものであると議論されてきたところであるが、公明党としては、戦略計画の議決自体が必要でないとの認識であり、この座長まとめには反対である。

委員：公明党から、座長まとめには反対の意見が表明された。

この条例の検証は、7月17日第21回検討会から、執行部の意見聴取等を含めて8回の検討を重ね、さらに知事との意見交換を行い、また、議会として有識者からの意見聴取なども行ってきた。これからの議会の在り方も見据えて、重要な案件であって慎重な議論が必要というご意見ももっともであるが、この検討会として、一定の時期に一定の結論を出す必要もあると認識している。

私は、この座長まとめをもとに、2月会議に条例の改正案を提出し、委員会での審議に委ねるべきと考えている。委員各位のご意見は、いかがか。

委員：我が会派は反対である。先ほど各会派の意見も伺ったところであるが、議決は一つの手段であって、すでに県政については県政報告や県政運営方針で報告され、議論もされているものである。同様に、戦略計画をあえて議決する必要はないと考える。地制調の答申も、あくまで審議の充実が目的であって、計画の議決は一つの手段である。知事との緊張ある信頼関係を今後も維持する必要があると考えるものであり、戦略計画を議決する必要はないと考える。

なお、今後この検討会における議論をどのように進めるか、例えば再度このことについて議論をさせていただけるか、あるいは挙手等で採決を行って結論を出すかは、座長に一任するつもりである。

委員：この検討会の進め方については、この後議論するつもりだった。所定の手続で条例改正を進めるためには、2/12に次回の検討会を行い、そこで執行部の意見聴取及び条文案を示して採決を行い、検討会としての結論を得たいと考えていた。

委員：できれば全会一致で条例案を提出することとしたいので、今日結論を出すのではなく、もう一度委員協議を行って議論したいと考える。

委員：公明党としても政策及び施策までは議決するという点について、合意していると推察される。それ以外の事項の議決については、「その他」という表現の微妙な柔軟性の中で、吸収できるのではないかと考えている。この「その他」の解釈の意義については、その辺りにあると認識している。公明党にも、議決の対象となるものは戦略計画の一部であるということと再度調整していただき、その上で全員協議会に臨むべきと考えるところである。

委員：「その他」の解釈については、議会の側でも解釈してここまで議決対象の計画に含めるべきということもできるし、他方、執行部の側でも判断してこれは議決されるべき事項として施策以外のものでも計画に盛り込んで計画案を提出してくることもできるようにしたものである。また、施策以外の基本事業などについては、計画から外れていても議決事項としないということになったものである。

委員：「その他」の中には、執行部の側から議決事項として提案することもあり得るし、また、議会の側からも議案として提出するべきということができるようにという両面があったはずである。

委員：今後、次の戦略計画案が作成され、執行部から素案の段階から示されて議論されることになると思われ、追加すべきことについては議会の側からも申入れ等できるものである。

しかし、議案を提出するのは知事である。知事の最終的な判断で、施策以

外の詳細な事業等が明記されないということもあり得るものであり、条文の規定に照らして明記されていない計画案は絶対にいけないというものでもない。

また、議案を提出するのは執行部であるので、執行部の最終的な判断で基本事業が盛り込まれないということも考えられる。そのような場合には、議案を修正する等の手続きを経ることとなると思われる。

委員：「その他」の解釈について拘る必要はないのではないかと。「その他」に該当するものを執行部が提出してくればそれでよいし、他方、議会の側が必要だと思えば提出するよう申し入れすればよいのである。

委員：基本事業以下の部分については議決対象から外すという議論を、これまでこの検討会で行ってきたところであるので、執行部としては次回の戦略計画の策定に当たって、議決対象であるものを議案として、それ以外は議決対象でないものとして、2分冊にするなど判断することとなるだろう。必ずしも基本事業や事務事業を書き込めということにはならなくなる。

委員：公明党に質問したい。この座長まとめに反対の理由としては、「その他」の解釈などが納得できないというものか、あるいは戦略計画自体を議決対象とするべきでないという意見か。後者の意見であるなら、今議論していることは的外れである。また、そうであるとしても、何らかの接点を見出せないものか。

委員：我が会派としては、例えば戦略計画について、議決は不要というのが考え方である。平成13年、この条例の当初制定時に、議決対象であると位置付けられた三重のくにづくり宣言には政策や施策が盛り込まれているが、その後策定された県民しあわせプランには施策以下の細かい事業が入っていないというのが、この条例の見直しのきっかけであった。

しかし、公明党としては、これまでも戦略計画については執行部から説明が行われたり、そこでの質疑や議論を通じて実質的に審議が行われていると認識しており、議決までする必要は感じていない。条例には、議会はしっかりと審議をすること、あるいは計画案が示された段階で議会の側から出された意見を執行部側は取り入れるよう務めることとするなど、それだけでよいのではないかと考える。議会においては、審議を深めることが大切であり、そのためには議会の資質の向上等も必要というものであるが、しかし、戦略計画を議決までしなくてよいのではないかと考えるものである。

委員：ご意見がよく理解できない。最近の知事の様子を見ると、議会の議論の中で、都合の良い部分だけをいいとこ取りしているような印象を受ける。新県立博物館建設や県立病院改革などについて、議会の中にも賛成の人もいるのではないかなどと、知事の意見に反対の人の意見は、知事に届

いていない、あるいはわざと届いていないフリをしているのかもしれないが、そのように見える。そのため、議論がこじれている。

先日の「地方分権改革に係る勉強会」における川村講師の講義の中でも、議会の意思を議決という形で表すことにより、議会の責任を果たすべきとのことだった。戦略計画は知事の専決ではなく、議論する場が必要というものである。

委員：県の計画は知事の専決に拠るものではなく、県民の代表である議員が審議するのは当然のことである。計画だけに限らず県政のあらゆる問題について、議会が審議するのが当然のことである。とはいえ、審議するのは当然だから、計画を議決する必要はないというものではない。しあわせプランや戦略計画の施策などを議決するということは、これらに対して議会も責任を持っていこうというものである。この責任は、県民に対して果たすというものである。さらに、知事が議決された計画どおり執行しているか、監視していくというものである。

委員：これまでの議論の経緯もそのようなものであった。他方、慎重に議論すべきとのご意見も出された。しかし、公明党のご意見とこの座長まとめとの隔たりは、日を置いても変わらないと思われる。

条例案提出までのスケジュールを見据えて、今日、採決を行いたい。

委員：条例案は2月会議に提出されるべきと考えるが、しかし、全会一致とならないので躊躇するところであり、委員協議などを行いたい。

委員：検討会でなく委員協議であるとはいえ、委員は欠席するようなことがあれば委員協議を行う意味がない。

また、次回の委員協議で必ず結論を出すこととしなければならない。

委員：次回は、2/8(月)14:00～委員協議を行うこととする。そこで議論を尽くし、2/12(金)10:30～の次回の検討会で、多数決によってでも採決を行う。

それによって、最終的な結論を出す。

委員：公明党としては、反対の立場から、ここで訴えたいことはないか。

委員：特にない。

委員：本日の検討会はこれまでとする。(終了)